

## 御坊市地域経済循環創造事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地域経済循環創造事業交付金交付要綱（平成25年2月27日付け総行政第29号総務大臣通知。以下「総務省要綱」という。）に基づき、地域資源を活かした先進的かつ持続可能な事業化の取組を促進するため、地域の金融機関等からの融資を受けながら、地域における経済循環に寄与する取組を実施しようとする民間事業者等に対して予算の定めるところにより御坊市地域経済循環創造事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関して、御坊市補助金等交付規則（昭和53年規則第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 市内に店舗、工場、事業所等を有し、又は設けようとする者
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 御坊市暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第2号に規定する暴力団員及びその関係者に該当しない者
- (4) 市が実施する同種の補助金の交付を受けていない者
- (5) 政治活動又は宗教活動を目的とする事業を行わない者
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける事業又は公序良俗に反する事業を行わない者

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、総務省要綱第10条の規定により市長が交付決定を受けたものとする。

2 補助の対象となる事業の実施期間は、連続する2の年度以内とする。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、総務省要綱第5条の規定によるものとする。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費から金融機関等の融資額及び補助対象者の自

己資金の合算額を除いた額（算出された額に1,000円未満の端数が生じる場合はこれを切り捨てる。以下この条において補助金額という。）とし、1事業当たり次に掲げる額及び予算の範囲を超えないものとする。

- (1) 融資額が補助金額と同額以上2倍未満の額の場合 3,000万円
- (2) 融資額が補助金額の2倍以上3倍未満の額の場合 4,000万円
- (3) 融資額が補助金額の3倍以上4倍未満の額の場合 5,000万円
- (4) 融資額が補助金額の4倍以上の額の場合 5,500万円

（事業選定申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、あらかじめ御坊市地域経済循環創造事業選定申請書（様式第1号。以下「事業選定申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長が定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 総務省要綱に定める地域経済循環創造事業実施計画書
- (2) 交付対象経費の根拠となる見積書
- (3) その他市長が必要と認める書類

（事業選定の審査）

第7条 市長は、前条の規定による事業選定申請書の提出があったときは、その内容を審査し、総務省要綱に基づき市が国へ申請する補助対象事業として選定したときは、御坊市地域経済循環創造事業選定結果通知書（様式第2号）により、当該補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第8条 前条により選定された補助対象者（以下「申請者」という。）は、御坊市地域経済循環創造事業補助金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 総務省要綱に定める地域経済循環創造事業実施計画書
- (2) 交付対象経費の根拠となる見積書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、補助事業が2の年度にわたる場合は、年度ごとに前項に定める申請を行わなければならない。この場合において、2年度目の申請に当たるときは、前年度から変更のない書類の添付を省略できるものとする。

3 申請者は、前2項の補助金の交付申請をするに当たって、当該補助金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び

地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定前着手）

第9条 申請者は、やむを得ない事情により、補助金の交付決定前に補助対象事業に着手する必要があるときは、御坊市地域経済循環創造事業補助金事前着手承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助対象事業の交付決定前着手の可否を決定し、御坊市地域経済循環創造事業補助金事前着手承認・不承認通知書（様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付決定）

第10条 市長は、国から総務省要綱に基づく交付決定又は不交付決定を受けたときは、御坊市地域経済循環創造事業補助金交付・不交付決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、第8条第3項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定時において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

3 補助事業が2の年度にわたる場合において、補助金の各年度の交付額（以下「単年度交付額」という。）は、次の式により算出された額を超えないものとし、当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

単年度交付額＝（第5条の規定による補助金の額×A）－B

A：補助金が交付される年度の年度末における補助対象事業の進捗率

B：前年度末までに交付された補助金の総額

進捗率：補助対象事業の総事業費に対する執行事業費の割合

（補助対象事業の変更等）

第11条 第9条の規定により補助対象事業の交付決定前着手の承認を受けた者又は前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）

は、次の各号のいずれかに該当する場合には、御坊市地域経済循環創造事業補助金変更申請書（様式第7号）により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの額を変更しようとするとき。ただし、補助対象経費の10パーセント以内の流用を除く。

(2) 融資額を減額しようとするとき。

(3) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助対象事業の目的に変更が生じるものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助対象事業の目的の達成に資すると認められる場合

イ 補助対象事業の目的及び能率に直接関わりがない事業計画の細部の変更である場合

(4) 補助対象事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。

(5) 補助対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

(6) 補助対象事業の事業期間が2の年度にわたる場合で、単年度交付額を減額するとき。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、変更の可否を決定し、御坊市地域経済循環創造事業補助金変更承認・不承認通知書（様式第8号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（状況報告）

第12条 補助事業者は、市長から要求があった場合は、補助対象事業の遂行状況について御坊市地域経済循環創造事業補助金遂行状況報告書（様式第9号）に関係書類を添えて提出するものとする。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助金の交付の申請を行った年度の2月末日まで（補助事業が完了し、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、その日から起算して20日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日まで）に、御坊市地域経済循環創造事業補助金実績報告書（様式第10号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

- (2) 対象経理整理表
- (3) 金融機関等からの融資額を証明する書類（融資契約書等）の写し
- (4) 事業の成果が分かる書類（写真、設計図、施設等設置位置図、雇用状況等）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 第8条第3項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たり、補助対象事業の消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを交付決定額から減額して提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第14条 市長は、前条の規定による実績報告書の審査を行い、補助対象事業が交付決定内容に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、御坊市地域経済循環創造事業補助金確定通知書（様式第11号）により補助事業者に通知するものとする。

2 前項において確定をしようとする補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の請求及び交付）

第15条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、御坊市地域経済循環創造事業補助金交付請求書（様式第12号）により、市長に補助金の請求をするものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の請求があったときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第16条 市長は、補助事業者より補助対象事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定内容の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が法令、総務省要綱若しくはこの要綱又はこれらに基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が補助金を補助対象事業以外の事業に使用した場合
- (3) 補助事業者が補助対象事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
- (4) 交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 市長は、前項の取消しをした場合は、御坊市地域経済循環創造事業補助金交付決定取消通知書（様式第13号。以下「取消通知書」という。）により、当該補助事業者へ通知するものとする。ただし、当該取消しに係る部分の額に相当する補助金が既に交付されているときは、取消通知書において、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 市長は、前項ただし書による返還を命ずる場合（第1項第4号に規定する場合を除く。）には、その命令に係る補助金を交付した日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じ、総務省要綱第18条第3項の割合を用いて算出した加算金の納付を併せて命ずることができるものとする。
- 4 前2項の納付の期限については、当該返還の命令がなされた日から起算して20日以内とする。
- 5 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金の全部又は一部を免除することができるものとする。
- 6 補助事業者は、加算金の全部又は一部の免除を申請しようとするときは、御坊市地域経済循環創造事業補助金加算金免除申請書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。
- 7 市長は、前項の申請があり、やむを得ない事情があると認め、加算金の全部又は一部を免除しようとするときは、御坊市地域経済循環創造事業補助金加算金免除承認・不承認通知書（様式第15号）により、補助事業者へ通知するものとする。
- 8 本条の規定は、補助対象事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

（財産の管理）

第17条 補助事業者は、補助対象事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（様式第16号）を備え管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助金の交付申請を行った年度中に取得財産等があるときは、第13条に定める実績報告書に取得財産等管理明細表（様式第17号）を添付し

なければならない。

(財産処分の制限)

第18条 補助事業者は、取得財産等について、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号。以下「交付規則」という。）別表に定める期間を経過するまでの間は、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

2 取得財産等のうち、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第4号及び第5号に定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものとし、同令第14条第1項第2号の規定に基づく財産の処分を制限する期間は、交付規則別表に定めるとおりとする。

3 補助事業者が、第1項の規定により市長の承認を受ける場合は、あらかじめ御坊市地域経済循環創造事業補助金財産処分承認申請書（様式第18号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 市長は、補助事業者が取得財産等を処分した場合において、当該取得財産等の処分により補助事業者収入があると認めるときは、当該収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(収益納付等)

第19条 補助事業者は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年以内の間、毎年度終了後の20日以内に、御坊市地域経済循環創造事業補助金事業化収益状況報告書（様式第19号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の報告により、補助事業者が事業化により相当の収益が生じたと認められるときは、補助事業者に対して、御坊市地域経済循環創造事業補助金収益納付命令書（様式第20号）により、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。ただし、補助事業者の直近3年間の決算のうちいずれかが赤字であった場合又はこの補助金の交付目的に資する事業への再投資（第4条に掲げる内容の経費であって、事業を効果的に実施するために直接必要な経費に限る。）によって公益への貢献が認められると市長が認めた場合は、この限りでない。

3 前項の規定により、納付を命ずることができる額は、交付した補助金の額を上

限とする。

4 第2項の規定により、納付を命ずることができる額の納付期限は、当該命令の通知の日から起算して20日以内とする。

5 第2項の規定により、収益を納付すべき期間は、補助対象事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年以内とする。

6 補助事業者は、交付決定の日の属する年度の翌年度以降、事業効果を検証することを目的として行われる調査に地域金融機関等の協力のもと回答しなければならない。

(補助金の経理等)

第20条 補助事業者は、補助金についての経理を明らかにする帳簿を作成し、補助対象事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(勧告、助言等)

第21条 市長は、補助事業者に対し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）その他の法令、総務省要綱及びこの要綱の施行のため必要な限度において、補助対象事業の施行の促進を図るため、必要な勧告又は助言をすることができる。

2 市長は、補助事業者に対し、必要があるときは、補助対象事業を検査し、その結果、違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。